

年金生活者支援給付金 所得状況届のご提出のお願い

引き続き年金生活者支援給付金を受けていただくためには、前年所得を確認させていただく必要があります。

お手数ですが、次の流れに沿って、同封の「年金生活者支援給付金 所得状況届」をご提出ください。

■ お手続きの流れ

◎ お客様のお手続き

- ① 同封の所得状況届に氏名などを記入する。



- ② 所得状況届をお住いの**市町村**へ提出し、世帯状況や所得状況の証明を受ける。

※ お住いの市町村で本人または世帯員の所得証明を受けられない場合は、住民税の課税市町村から所得証明書、課税証明書又は非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）の発行を受けてください。

※ 令和元年の所得証明書等の発行は、住民税の課税市町村（原則、令和2年1月1日時点の住所地の市町村）が行います。



- ③ 所得状況届（および所得証明書等）を最寄りの年金事務所へ提出する。



◎ 日本年金機構での事務

- ④ 支給要件に該当する方に対して、8月分以降の給付金を支給。

※ 支給要件不該当となった方には、不該当通知書をお送りいたします。

- ・ 年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき継続支給の判定を行います。今回の継続支給の判定結果は、令和3年9月分（10月支払い）まで反映されます。
- ・ 令和3年以降は毎年10月分（12月支払い）から継続支給の判定結果が反映されます。

ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

『ねんきんダイヤル』： 0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金生活者支援給付金 所得状況届の記入のしかた

老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金を受けている方

■ 記入例

老 齢 年金生活者支援給付金 所得状況届

継続認定用
(令和2年度)

1. 給付金を受給されている方

①個人番号(または基礎年金番号) ※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。	X X X X X X X X X X
氏名	年金 太郎 印
②生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 2 5 0 6 1 0
住所	杉並区 高井戸西 3-5-24
⑥所得証明対象年	令和元年 9 0 1
⑦合計所得金額	円
⑧公的年金等収入金額	円
⑨公的年金等に係る雑所得の金額	円
前年所得合計額	円
課税状況	課税・非課税・未申告・課税台帳なし
(機構使用欄)	(スペース) 世帯非課税 1. 世帯課税
⑩世帯課税区分	

1 受給者の個人番号（また基礎年金番号）、氏名、生年月日、住所をご記入ください。ご本人が自署した場合は、押印は不要です。

市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等を添付してください。
(記入例の場合は、世帯員を含めた所得証明書等が必要となります。)

2. 令和2年7月31日時点で請求者と同一世帯の方 ※3人目以降は裏面にご記入ください。

	氏名	生年月日	課税状況
世帯員 1	年金 花子	明治・大正・昭和・平成・令和 28 年 12 月 12 日	課税・非課税・未申告・課税台帳なし
世帯員 2	年金 一郎	明治・大正・昭和・平成・令和 55 年 10 月 18 日	課税・非課税・未申告・課税台帳なし
その他			

2 令和2年7月31日時点で受給者と同一世帯である方の氏名、生年月日、をご記入ください。

同一世帯の方が3人以上いる場合は、裏面にご記入ください。

工記及び裏面のごおひ、相違ありません。

令和 年 月 市町村長 印

日本年金機構

受付年月日

◎ 太枠内についてご記入ください。

市町村の証明を受けてください。
(所得証明書等と住民票を添付する場合は不要)

- 現在お住いの市町村と令和元年所得の住民税の課税市町村が異なる場合は、課税市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等の発行を受けて所得状況届に添付してください。
- 現在お住いの市町村と令和2年7月31日時点の住所地の市町村が異なる場合には、7月31日の市町村から所得状況届の証明を受けるか、当時の世帯全員の住民票（除票）を添付してください。
- 国外に居住していたために、国内の市町村から令和元年中の所得証明を受けられない方がいる場合には、その旨を裏面の備考欄にご記入ください。
(例)
「年金一郎は、平成29年4月から令和2年3月まで国外に居住していたため、所得証明を受けられない。」

障害・遺族年金生活者支援給付金を受けている方

■ 記入例

継続認定用
(令和2年度)

障 害 遺 族	年 金 生 活 者 支 援 給 付 金	所 得 状 況 届
①個人番号(または基礎年金番号) ※基礎年金番号(10桁)で届出する 場合は左詰めでご記入ください。		
X X X X X X X X X X		
氏名	年金 太郎 印	
②生年月日	明治・大正・ 昭和 ・平成・ 令和	年 月 日 4 5 1 1 0 7
住所	杉並区 高井戸西 3-5-24	
⑥所得証明対象年	令和元年 9 0 1	
⑪控除対象配偶者および扶養親族の合計数	人	
⑫(うち老人控除配偶者および老人扶養親族の合計数)	人	
⑬(うち特定扶養親族の数)	人	
⑭(うち16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)	人	
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満)・無	
⑭前年所得合計額	円	
⑮雑損	円	
⑯医療費	円	
⑰社会保険料	円	
⑱小規模企業共済等掛金	円	
⑲配偶者特別	円	
⑳障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者および同一生計配偶者の合計	人	
㉑特別障害者である控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合計数	人	
㉒障害者・㉑特別障害者・㉒寡婦(寡夫)・㉓寡婦の特例・㉔勤労学生の別	障・特障・寡・寡特・勤	
㉕地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円	
控除後の所得額	円	
その他		
審査		
上記のとおり、相違ありません。		
令和 年 月 日	市町村長	印
◎ 太枠内についてご記入ください。		

1 受給者の個人番号(また基礎年金番号)、氏名、生年月日、住所をご記入ください。ご本人が自署した場合は、押印は不要です。

市町村で前年所得合計額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等を添付してください。

市町村の証明を受けてください。(所得証明書等を添付する場合は不要)

- 所得金額や扶養親族の数等については、市町村の証明を受けるか、所得証明書等を添付してください。
- 現在お住いの市町村と令和元年所得の住民税の課税市町村が異なる場合は、課税市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等の発行を受けて所得状況届に添付してください。
- 国外に居住していたために、国内の市町村から令和元年中の所得証明を受けられない場合には、その旨を余白にご記入ください。
(例)
「平成29年4月から令和2年3月まで国外に居住していたため、所得証明を受けられない。」

留意事項

■ 所得状況届の提出時期と給付金の支払日

- 所得状況届をご提出いただいた後、その内容を確認し、引き続き支給要件に該当していれば、ご提出の時期に応じて下表のとおり年金生活者支援給付金をお支払いします。

受付日	支払方法（いずれの場合であっても、令和2年8月分からお支払いいたします）
令和2年9月8日までの受付分	令和2年10月支払（令和2年8月・9月分）以降も継続して通常どおりにお支払いします
令和2年9月9日から9月30日までの受付分	令和2年10月に支払予定だった金額（令和2年8月・9月分）を令和2年11月にお支払いするとともに、令和2年12月以降、継続してお支払いします
令和2年10月1日以降の受付分	ご提出いただいた所得状況届の審査の完了次第、継続してお支払いします

- ※ 支給要件審査の内容により、支払日は異なる場合があります。
- ※ 9月8日（火）までに所得状況届をご提出されなかった場合は、令和2年10月以降の年金生活者支援給付金の支払が一時的に差し止めとなりますが、所得状況届が提出され次第、引き続き支給要件に該当していれば、通常どおりにお支払いが継続されます。

■ 支給対象となる所得の要件

【老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金】

- 本人と世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 本人の前年の年金収入額※1とその他の所得額の合計額が879,900円以下である。

【障害・遺族年金生活者支援給付金】

- 前年の所得額※1が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である。

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、

特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ ご記入が困難な場合

- 所得状況届の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名などをご記入いただけます。この場合は、ご本人の印による押印が必要となります。

給付金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6700-1165

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。